

## 『省エネ補助金に関するお知らせ』

## 福島市省エネルギー設備導入補助金

福島市では、原油価格・物価高騰等の影響により厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続と経営改善、温室効果ガスの削減を図るため、省エネ機器更新の取組を支援しています。

## 【補助対象者】

福島市内に本店又は支店が所在する中小企業者

(小規模事業者・個人事業主を含む)

社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人

※ ただし、事業者の代表者又は役員が次のいずれかに該当する場合には対象外。

- 福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者
- 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体

※ 中小企業者とは「資本金又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数」のいずれかが、下表の業種毎の値を下回る事業者を指します。

分類	中小企業者		小規模企業者
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下	20人以下
建設業			
運輸業			
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業		100人以下	
その他	3億円以下	300人以下	20人以下

※ 社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人とは、下表に当てはまる法人等を指します。

社会福祉法人	学校法人	医療法人	NPO法人
・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人	私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条及び第3条に規定する学校法人	・医療法(昭和23年法律第250号)第39条に規定される医療法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条2項に規定する特定非営利活動法人
・消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第1項第7号に規定する事業と同一の事業を行う組合		・消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第1項第6号に規定する事業と同一の事業を行う組合	
常時使用する従業員数が300人以下			

## 【補助対象機器】

福島市内に所在する事業所から新品の状態で購入するエアコン・LED照明器具・LED電球・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・冷蔵冷凍ショーケース・エコキュート(電気温水機器)・ガス温水機器・石油温水機器の9品目のうち補助要件を満たすもの。

- ※ 既存機器の更新に限る。
- ※ 令和4年12月12日(月)～令和6年3月15日(金)までに、発注・納品・支払いが完了する機器に限る。
- ※ 取付・既存機器の撤去費用等一体不可分な工事費(消費税及びリサイクル料は除く。)は対象。

## 【補助要件】

次のいずれかを満たす対象機器。

- 統一省エネラベルの多段階評価点が★3.0以上のもの
- メーカーカタログや「省エネ型製品情報サイト」において、省エネ基準達成率が115%以上のもの
- 現在設置している機器と比較して、15%以上の省エネ効果が確認できるもの

## 【補助率】

補助率：1 / 2      補助上限：50万円

## 【受付期間】

令和6年1月31日(水)まで

注意：申請期間内でも予算額に到達次第、終了となります。

## 【申請書類】

福島市のホームページまたは商工会のホームページをご覧ください。

「福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金」で検索